

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

【弊社は2013年8月8日に、「立華工業株式会社」から「立華株式会社」へ社名変更しました。今後ともより一層のお引き立ての程、よろしくお願い致します。】

1-2ジクロロプロパンが労働安全衛生法による表示対象物質に指定され、特定化学物質障害予防規則(特化則)の第2類物質の「エチルベンゼン等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

施行・適用時期 平成25年10月1日  
(一部には経過措置があります)

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに

作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)

作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)

営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

## 1. 有害性・性状・用途

### ①有害性

- 1) 発がん性：長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い
- 2) その他：中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害

### ②性状

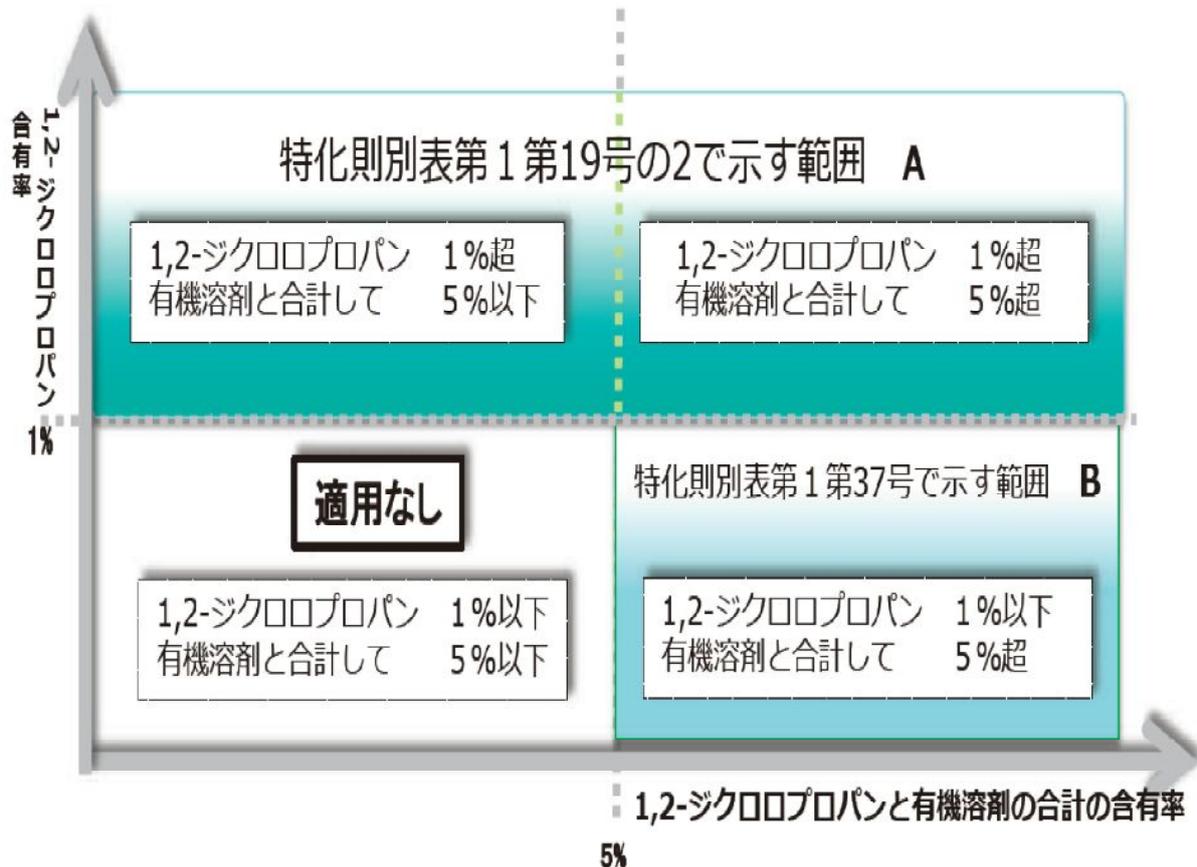
特徴的な臭気のある無色の液体(沸点96°C、蒸気圧27.9kPa(20°C))

### ③用途の例

金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体含有物及び中間体含有物

## 2. 規制の対象範囲

- 1) 対象となる業務は、1,2-ジクロロプロパン、1,2-ジクロロプロパン含有物を用いて行う洗浄または払拭業務で、屋内作業場などにおいて行うもの
- 2) 対象となる1,2-ジクロロプロパン含有物は以下の図のA、Bの部分



### 3. 今回の改正による主な規定の適用一覧

条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物		
安衛法	57	表示(1,2-ジクロロプロパンを0.1%以上含有する場合)	●		
	57の2	文書の交付(同上)	●		
	88	計画の届出	●		
特定化学物質障害予防規則	2	定義	「エチルベンゼン等」		
	2の2	適用除外(業務)	●(洗浄または払拭業務以外全て)		
	12の2	ぼろ等の処理	●	X	
	22,22の2	設備の改造等	●	X	
	24	立入禁止措置	●	X	
	25	容器等	堅固な容器	●	
			容器等への表示と保管	●	X
			空容器の保管上の措置	●	
			貯蔵場所の設備	●	
	27(28)	作業主任者の選任	●(有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)		
	36	作業環境の測定 (1,2-ジクロロプロパン)	実施	●	
			記録の保存	●(30年)	
	36の2	測定結果の評価 管理濃度		●(30年)	
					10ppm
	36の3, 36の4	評価の結果に基づく措置	●		
	37	休憩室	●	X	
	38	洗浄設備	●	X	
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	X	
	38の3	掲示	●	X	
	38の4	作業の記録	●(30年)	X	
	38の8	特別規定	有機則の準用		
	39~40の3	健康診断 (1,2-ジクロロプロパン)	雇入れ・配置替え、定期	●	
			配転後	●	
			記録の保存	●(30年)	
	41	健康診断結果の報告	●		
	42	緊急診断	●	●(一部適用)	
	43~45	呼吸用保護具等の備え付け	●	X	
53	記録の報告(事業場廃止時)	●	X		

#### 4. 1,2-ジクロロプロパンに係る有機溶剤中毒予防規則(有機則)の準用

有機則のうち、次の条項が適用されます。

条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパン		条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパン	
		1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物			1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物
1	定義		●				
2~4	適用除外(許容消費量)	●	●	28	作業環境の測定(有機溶剤混合物)	●*	●
5	第1種、第2種有機溶剤に係る設備		●		実施		
6	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)		●		記録の保存	●*(3年)	●(3年)
7~13	適用除外(周壁開放・臨時・短時間・設置困難等)		●	28の2	測定結果の評価	●*(3年)	●(3年)
14~18の3	局排等の性能要件等		●	28の3、28の4	評価の結果に基づく措置	●*	●
20~23	定期自主検査、点検、補修		●	29~30の2の2	健康診断(有機溶剤混合物)	●*	●
24	掲示		●		雇入れ、定期	●*	●
25	区分の表示		●		記録の保存	●*(5年)	●(5年)
26	タンク内作業		●	30の3	健康診断結果の報告	●*	●
27	事故時の退避等		●	31	健康診断の特例	●*	●
				32~34	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用		●
					保護具の数等		●

\*1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

#### 5. 作業主任者の選任

### 作業主任者

(特化則第27条、第28条)

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要(試験研究のため取り扱う作業を除く) ▶平成26年10月1日から義務化

特定化学物質作業主任者は、「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者のうちから選任します。